

長期広域化・集約化計画の策定 について

令和 8 年 7 月 9 日

京都府 総合政策環境部 循環型社会推進課

長期広域化・集約化計画の概要

● 策定根拠

- 廃棄物処理法第5条の5（都道府県廃棄物処理計画の策定義務）
- 令和6年3月29日付け環境省課長通知

● 策定期限

- **令和9年度末**。策定後は概ね5年ごとに見直し

● 策定の効果

- 長期広域化・集約化計画に沿った施設整備その他要件を満たせば、市町村に対する循環型社会形成推進交付金の**交付率が嵩上げ**

● 広域化・集約化の必要性

- 人口減少・少子高齢化の進行する中での**持続可能な適正処理の確保**
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた**温室効果ガスの排出削減**
- 3R + Renewableをはじめとする**資源循環の強化** 等

* 令和6年3月29日付け環境省課長通知：中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号）

長期広域化・集約化計画の概要

● 主な記載事項

- 広域化**ブロック区割り**（構成市町村・組合）
- ブロックごとの、**2050年度までの人口・ごみ排出量の将来推計・施設数の変遷**
対象：ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設
- ブロックごとの、**廃棄物処理体制**
（ごみ種類別の量、ごみの収集運搬方法、各ブロック内での望ましいごみの収集体制等）
- **都道府県自らの役割**

● その他の留意点

- ごみ焼却施設の処理能力は、著しく困難であることが明らかな区域を除き、**300t／日以上**とすることが望ましい。

* 令和6年3月29日付け環境省課長通知に基づく。

長期広域化・集約化計画の概要

● 必要な手続

① 計画案の作成

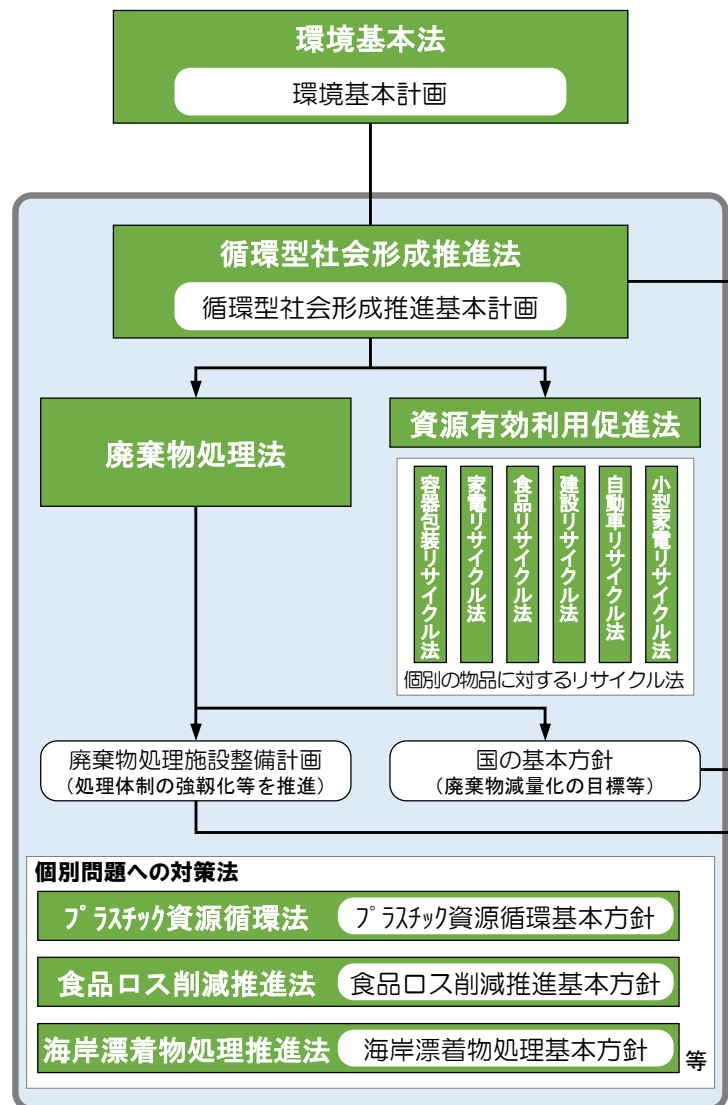
- 人口及びごみ排出量等の将来予測
- ブロック区割りの設定
- ブロックごとに、ごみ処理広域化・集約化協議会の設立
- **ごみ処理広域化・集約化協議会の合意**、計画への反映
(ブロック区割り、2050年度までの人口・ごみ排出量の将来推計を踏まえた施設数の変遷)
- ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

② 計画案に対する意見聴取

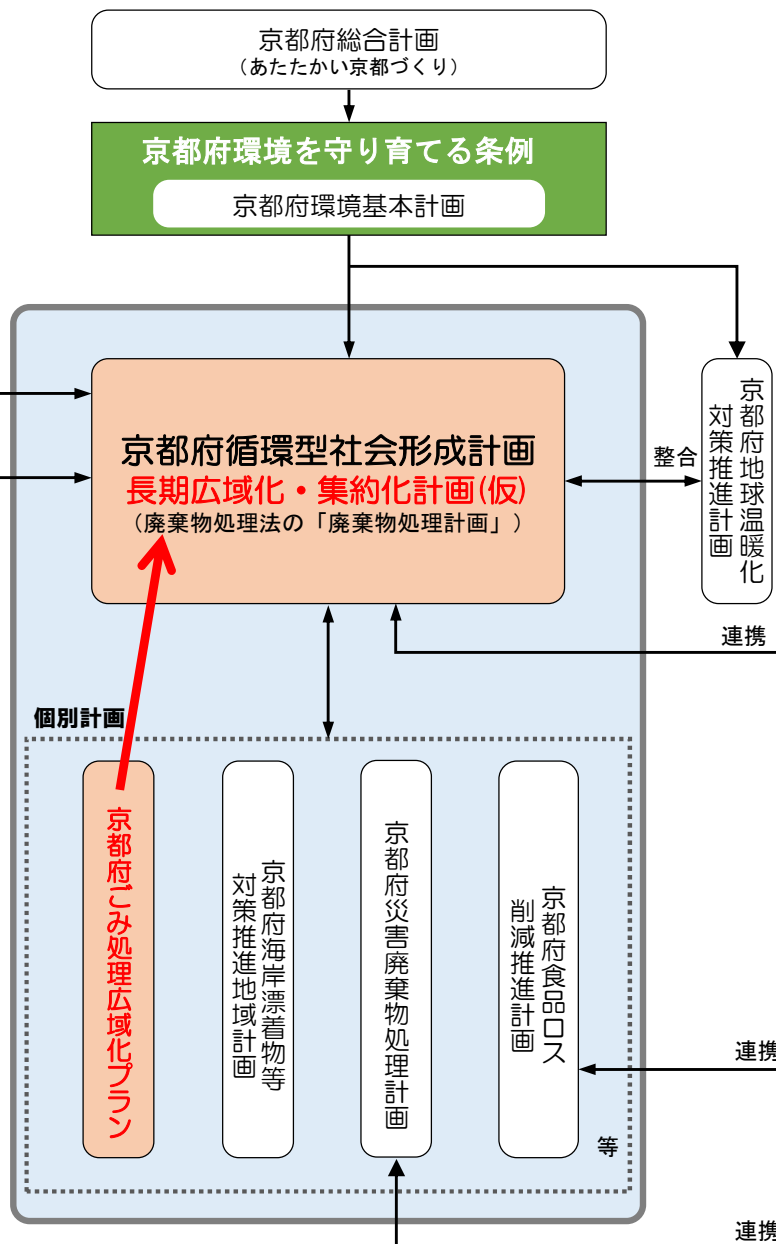
- 京都府環境審議会**廃棄物・循環型社会形成部会への意見聴取**
- 市町村への意見照会

計画の位置付け

国の法律・計画等



京都府の条例・計画等



市町村の計画等

